

関東信越厚生局と関東運輸局の連携の強化に関する協定

関東信越厚生局及び関東運輸局は、関東地方における相互の連携の強化を図るため、次のとおり協定を締結するものとする。

(目的)

第1条 本協定は、関東信越厚生局及び関東運輸局が、連携を強化することにより、地方公共団体の庁内連携も含めた地域における医療・介護分野と交通分野の連携を促進し、管内における地域社会の課題解決を図ることを目的とする。

(連携事業)

第2条 関東信越厚生局及び関東運輸局は、前条の目的を達成するために、次に掲げる取組に係る連携及び協力を行う。

- 一 両者が所管する医療・介護分野と交通分野における説明会や研修会の開催等を通じた、地方公共団体や民間事業者等に対する関連施策や好事例等の情報提供
- 二 両者が所管する医療・介護分野と交通分野における地方公共団体や民間事業者等への伴走支援及び働きかけ

(定例会議等)

第3条 関東信越厚生局及び関東運輸局は、定例会議を開催し、連携事業の企画立案、進捗状況の確認を実施するとともに、当該事業の検証等により改善を図るものとする。

2 前条及び前項に定めるもののほか、関東信越厚生局及び関東運輸局は、第1条に規定する目的を達成するため、必要な措置を連携して実施するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通を保管する。

令和8年4月28日

関東信越厚生局長

渡辺 真俊

関東運輸局長

藤田 礼子